

形のないモンスター

文学部2年新谷嘉徳

「いつになったら平凡な暮らしができるんだ」

そうつぶやき、ため息をつく私の友人。

彼は高校卒業後、進学せず就職活動をしていました。しかし、就職先は一向に見つからず**仕方なし**にアルバイトをしています。平凡に暮らしている人がいる陰で、彼のように衣食住もままならず毎日の生活を苦しみに耐えながら送る人々が数多くいます。それだけではない。アルバイトの彼は「あー、おれもう駄目かもしれない（絶望）」とも私につぶやきました。今の苦しみだけではなく、彼は未来にも待ち受ける悲惨な生活に日々怯える残酷な暮らしを強いられているのであります！**平凡な暮らしをすることで安心できる生活を営みたい！彼の悲痛な心の叫びが私の胸に日々突き刺さり続けるのであります！**

職があっても生活が苦しいということで現在にも未来にも安心が見いだせないでいる。彼らはワーキングプアと呼ばれる人々です。いわんや失業者はどうでしょう。私の友人はまだ働いている分だけマシです。彼が失業してしまったとき、衣食住すらも消滅してしまう、今よりもっと苦しい生活を営むこととなり、将来は絶望へと変わってしまうのです。本弁論の目的は、現在にも未来にも怯え苦しむワーキングプアと失業者を就労によって救うことにあります。**就労こそが**現在の安心だけでなく未来に対する安心にも繋がるのです。就労することで**自らの力で**平凡な生活、つまり当たり前前に社会の多くの人々が享受できている生活を確保できるにあたいする賃金を獲得します。ここにおいては、現在の安心に繋がります。また**安定した職**について働き、平凡な生活の確保ができる状態を保つことで未来に対する安心が生まれるのです。

では、失業者とワーキングプアとは具体的にどのような人たちを指すのか説明します。まず、失業者ですが、失業者とは就労していないが就労を希望し、かつ仕事があればすぐに就くことが可能な状態の人々を指します。また、ワーキングプアとは正規雇用者と同じ水準の時間を働いても、生活保護水準にも満たない収入しか得られていない人々のことです。ここにおいての生活保護水準とは3人世帯を標準とし、年収200万円を保障する水準のことを指します。なぜこの水準を基準にするかというと、これは憲法における生存権を保障する水準であるからです。生存権があれば、人々は最低限の衣食住だけではなく、当たり前前に社会の多くの人々が享受できている生活、すなわち平凡な生活を送ることが可能となり、安心できるのです。

それでは以下に、ワーキングプアと失業者に関する現状分析をいたします。まず、その人数に関してです。はじめに、ワーキングプアですが厚生労働省の推計によりますと約380万

人もの人たちがおります。また、失業者に関しましては、約280万人もの人が働きたくても働けない状態に置かれているのです。次に、彼らがいかに現在と未来に対して安心できていない、つまり不安を感じているかについてです。連合のシンクタンク「連合総研」が2013年4月上旬に民間企業で働く20代から60代前半を対象に実施したアンケートで現在の暮らし向きについての意識を聞くと、「大変苦しい」と強い生活困窮感を訴える人が41%に達していました。さらに「やや苦しい」という人も40%みられ、両者を合わせて約8割に達していました。また、同じく同時期に行われた「連合総研」のアンケートによると「失業の不安を感じている」との回答が約35%にもものぼりました。現在にも未来にも就労者の多くが不安を感じているのです。

このようにワーキングプアと失業者はその数が多くだけではなく、現在にも未来にも安心を感じることができずに生活を送らなければならない状態におかれているのです。このような状態を放っておいてよいのでしょうか、否、絶対に放っておいてはならないのです！一刻も早く、彼らが就労出来るような環境を整え、安心して暮らせる生活を営めるようにしなければなりません。

では、一体なぜワーキングプアや失業者がその立場から脱却し就労することができないのでしょうか。ワーキングプア、失業者が安心安定した就労を行えない原因はそれぞれ1点ございます。前者は**雇用が流動化していないこと**、後者は**失業者に対して就労支援が不足**していることが挙げられます。

雇用が流動化していないことに関しまして、具体的に申しますと、企業において企業内の正社員を終身雇用することが原則となっていることがあげられます。人員整理の必要性解雇回避努力義務の履行、被解雇者選定の合理性、解雇手続の妥当性に見られる整理解雇の4要件があるからこそ、企業は正規雇用者を企業内に留置させ続けなければならないのであります。

また、失業者に対して就労支援が不足しているという原因に関してですが、この就労支援の不足とは具体的に、失業給付の受給期間が短いことが挙げられます。非正規雇用者として働いていた者が失業者に転落すると、1年間以内の期間しか働いていなければ90日間しか受給できません。リクルートの調査によると失業者が再就労するまでに平均して約6カ月の期間が必要であるというデータがございます。つまり、90日という期間でありますと非正規雇用から失業してしまった人々は次の職を探したり、職業訓練を受けることが難しくなってしまうのです。

このような原因に対して以下2点の政策を提示します。それは、準正社員枠の増設と、失業給付期間の拡大であります。

まず一つ目の**雇用が流動化していない**という原因に対しては企業内における「準正社員」の枠の増設が必要不可欠と考えます。これにより、その企業内の中で全員に正規雇用者と

して働くチャンスが与えられるのです。準正社員とは正規雇用者と非正規雇用者の中間的位置づけで**職種限定、勤務限定**で雇用され、職種転換、転勤を伴わない雇用契約の労働者であります。準正社員の賃金水準は正規雇用者の8割~9割くらいになっておりますが、期間の定めない無期雇用で社会保険にも加入することができます。賃金水準も生活保護水準をゆうに上回る、加えて社会保険に加入できるため失職したとしても安心した生活が保障される、ゆえに、現在も未来にも安心して安定した生活が営めるのです。そして、準正社員という中間的雇用を設けることによって、正規雇用者と準正社員、非正規雇用者と準正社員の中において移動が行われやすくなります。よって、その企業内に留まった上で全員に正規雇用者として働くチャンスが与えられるのです。

実際、一部の大手百貨店である高島屋では準正社員制度を設けています。高島屋のホームページによりますと、実際、一部の大手百貨店である高島屋では準正社員制度を設けています。正規雇用者と準正社員と非正規雇用の数の割合は4:4:3であり、日本の正規雇用者と非正規雇用者の割合が2:1であることから考えても、実際雇用形態が流動的であることが分かります。ゆえに、この政策は実現可能性が十分あると言えるでしょう。

また、**失業者に対して就労支援が不足している**という原因に対して、失業給付期間の拡大を行います。具体的には、失業給付を雇用保険加入者が1年間受けられるようにします。ここにおいては就労のインセンティブをそがないように職業訓練に通うものを対象におこなうことにします。実際、公共職業訓練所で行われている職業訓練によって、就労を希望する失業者の約6割が訓練コースを終えて3カ月以内に就職できているという実績がございます。

以上の準正社員雇用枠の増設、失業給付期間の拡大の2点の政策によって、ワーキングプアと失業者が就労できる機会は格段に増大するのであります。

冒頭で述べた私の友人。

彼がいくら平凡な暮らしをして安心したいと願っても、彼一人にはどうすることもできません。だからこそ、今こそ彼のような不安に怯える人々を救えるような社会を実現しているようではありませんか。

ご清聴ありがとうございました。